

岩倉市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	47,839人	17,776,262 千円	646,848 千円	3,647,817 千円	20.5%	19.8%

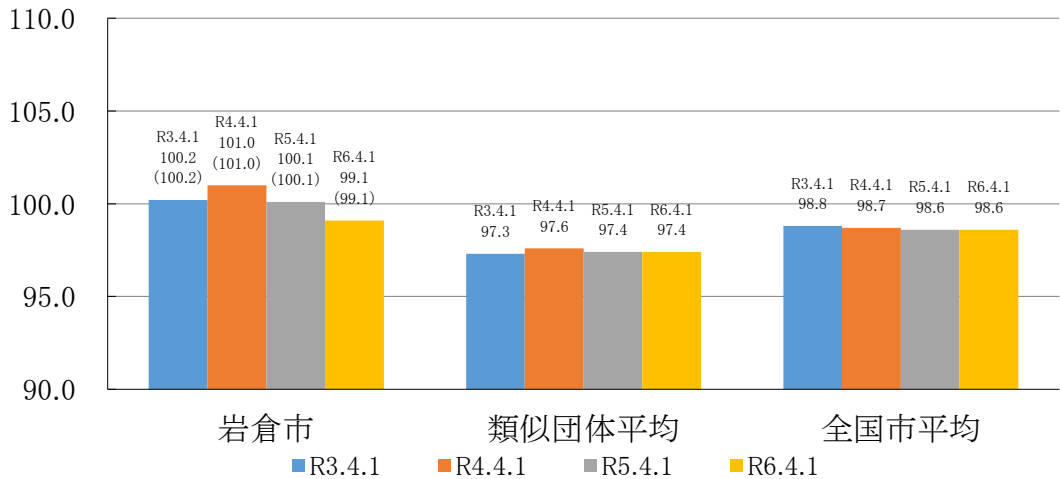
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
5年度	378人	1,285,189 千円	171,382 千円	536,295 千円	1,992,866 千円

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
5,272千円	5,874千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
- (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

平成27年4月1日から平均1.6%引下げ実施。 平成30年3月31日まで経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 6 % に対し、岩倉市においても 6 % を支給。

（実施時期）平成 27 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成 27 年 4 月 1 日時点は 4 %、給与改定後は平成 27 年 4 月に遡及し 5 %、平成 28 年 4 月 1 日から 6 % を支給。

（参考）

	各年度の支給割合										
	平成 26 年度	平成 27 年 度 4 月 1 日時点	平成 28 年度 遡及 改定 後	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
国基準による支給割合	3 %	4 %	5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
岩倉市の支給割合	3 %	4 %	5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岩倉市	40.0歳	312,608円	396,217円	360,655円
愛知県	41.5歳	324,046円	430,566円	377,192円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.3歳	315,593円	372,997円	342,418円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
岩倉市	51.5歳	23人	332,200円	375,476円	364,034円	—	—	—	—
うち 清掃職員	53.5歳	8人	341,038円	398,874円	374,595円	廃棄物処理業（男女）	47.7歳	314,900円	1.27
うち 調理員	50.4歳	15人	327,487円	362,998円	358,401円	調理士（男女）	42.6歳	287,700円	1.26
愛知県	52.3歳	160人	302,882円	367,255円	340,299円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	53.2歳	10人	304,456円	329,329円	316,820円	—	—	—	—
区分	参考								
	年収ベース（試算値）の比較								
	公務員（C）		民間（D）		C／D				
	岩倉市		—		—				
	うち清掃職員		6,440,268円		4,376,300円	1.47			
	うち調理員		5,871,676円		3,797,800円	1.55			

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年度～令和5年度の3ヵ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- （注） 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（2）職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		岩 倉 市	愛 知 県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400円	207,300円	196,200円
	短 大 卒	181,800円	—	—
	高 校 卒	170,900円	175,000円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	183,800円	163,300円	—

（注）技能労務職については職務によって異なるため、平均額を記載している。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

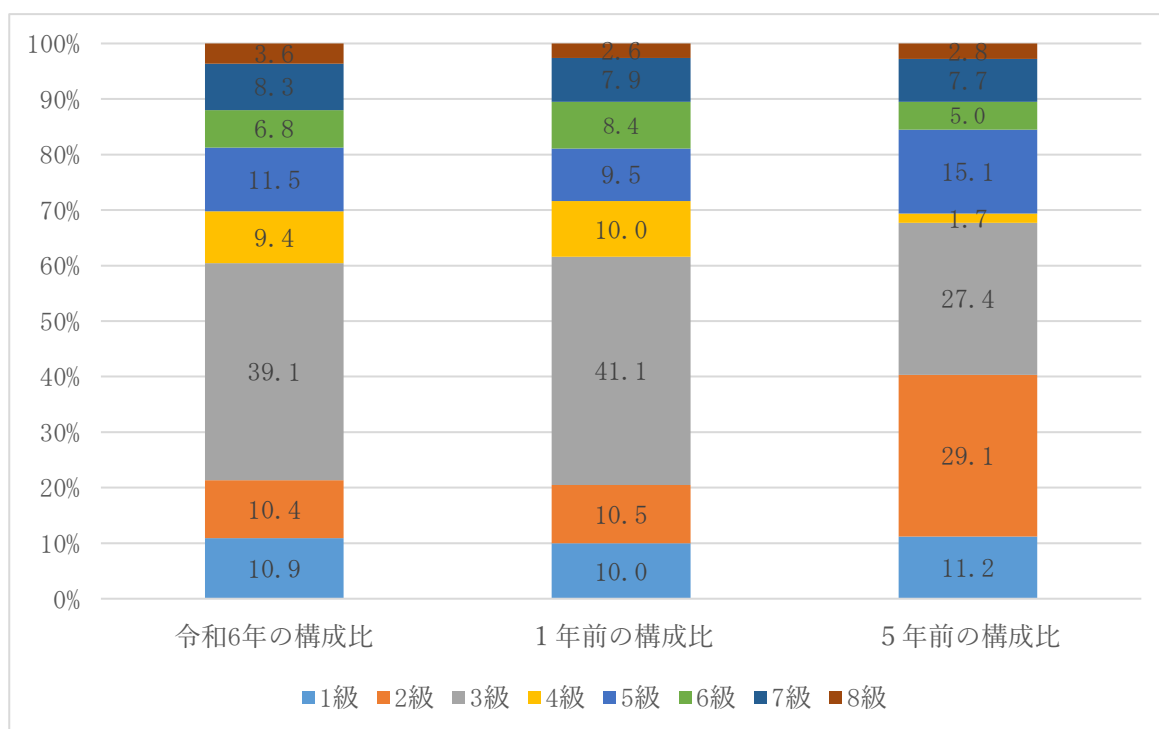
区 分		経験年数10年 以上15年未満	経験年数20年 以上25年未満	経験年数25年 以上30年未満	経験年数30年 以上35年未満
一般行政職	大 学 卒	271,463円	365,208円	397,118円	431,986円
	高 校 卒	—	—	X	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	342,950円	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

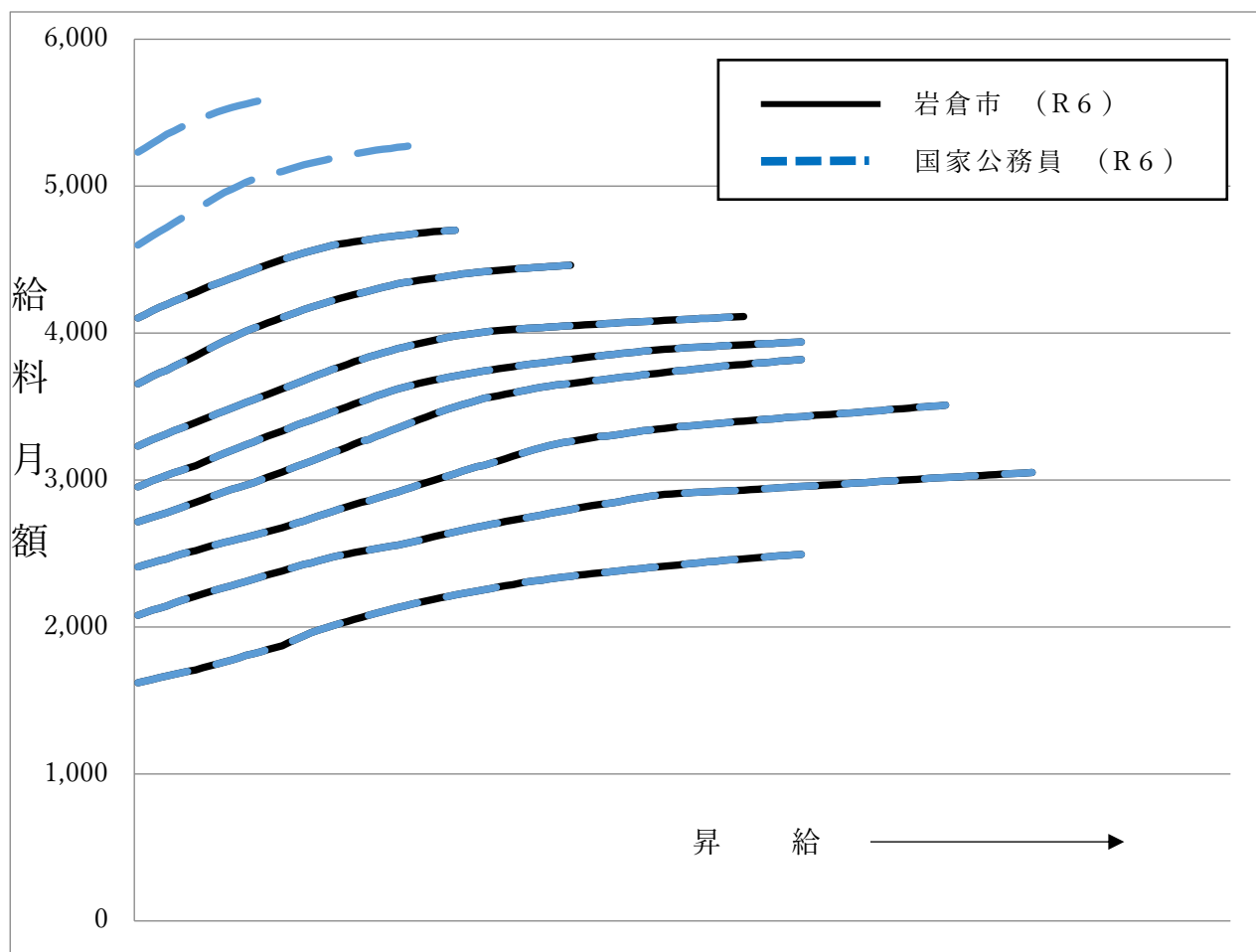
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	21人	10.9%	162,100円	249,400円
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	20人	10.4%	208,000円	305,200円
3 級	主任の職務	75人	39.1%	240,900円	351,000円
4 級	主査の職務	18人	9.4%	271,600円	382,000円
5 級	統括主査の職務	22人	11.5%	295,400円	394,000円
6 級	主幹の職務	13人	6.8%	323,100円	411,300円
7 級	課長及び専門員の職務	16人	8.3%	365,500円	446,200円
8 級	部長及び専門監の職務	7人	3.6%	410,300円	470,000円

- (注) 1 岩倉市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（岩倉市）

令和５年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分			○		
標準の区分のみ（一律）					○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

岩 倉 市	愛 知 県	国
1人当たり平均支給額（５年度） 1,554千円	1人当たり平均支給額（５年度） 1,784千円	—
（５年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375月分）（0.975月分）	（５年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375月分）（0.975月分）	（５年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375月分）（0.975月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20％ ・管理職加算 4～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（岩倉市）

令和５年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ．人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和６年４月１日現在）

岩 倉 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置		２～１５％加算	定年前早期退職特例措置		２～４５％加算
１人当たり平均支給額 普通		３,４０２千円			
応募認定・定年		２５,１９９千円			

（注）１ 退職手当の１人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

２ 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和６年４月１日現在）

支 給 実 績（５年度決算）			86,252千円
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）			222,874円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
全地域	６％	387人	６％

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			4,267千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			34,412円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			31.07%	
手当の種類（手当数）			8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する支給 単価
税務手当	税務職	庁外で行う市税の調査賦課並びに市税及び税外収入の滞納整理又は滞納処分に関する業務	59千円	日額200円
防疫作業手当	全職種	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症のうち、一類感染症及び二類感染症の病原体の付着した物件又は付着の危険がある物件の処理作業	0円	1回350円
		新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業	0円	日額3,000円
		新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業	12千円	日額4,000円
行旅病死人等取扱手当	一般行政職	行旅病人収容作業	0円	1回600円
		行旅死亡人等処理作業	0円	1回2,000円
福祉手当	一般行政職	社会福祉法第15条第1項第2号に掲げる職員で同条第4項に規定する現業業務	207千円	日額150円
自動車運転手当	技能労務職	臨時にごみ運搬車を運転する業務	0円	日額200円
防災手当	全職種	風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う業務	33千円	1回300円
消防手当	消防職	消防吏員で消防救急等に関する業務（火災）	80千円	1回400円
		消防吏員で消防救急等に関する業務（救急又は救助）	1,911千円	1回400円
夜間特殊業務手当	消防職	消防吏員のうち交替制勤務の職員が深夜において正規の勤務として行う業務	1,965千円	1回440円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	74,521千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度）	238千円
支給実績（4年度決算）	75,030千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度）	253千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶 養 手 当	子 10,000 円 子以外の扶養親族（行（一）8級職員以外） 6,500 円 子以外の扶養親族（行（一）8級職員） 3,500 円 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算	同 じ	無	41,413 千 円	239,381 円
住 居 手 当	借 間 ・ 借 家 家賃等金額16,000円以下 不支給 家賃等金額16,000円超～27,000円 家賃等金額-16,000円（百円未満切り捨て） ） 家賃等金額27,000円超～61,000円 （家賃等金額-27,000円）÷2+11,000円 （百円未満切り捨て） ） 家賃等金額61,000円超～ 28,000円	同 じ	無	26,853 千 円	260,712 円
通 勤 手 当	1 交 通 機 関 等 利 用 者 運 賃 等 の 額 55,000 円 以 下 実 額 55,000 円 超 55,000 円	同 じ	無	24,465 千 円	88,641 円
	2 交 通 用 具 利 用 者 通 勤 距 離 片 道 2 km 未 満 不 支 給 2 km 以 上 5 km 未 満 2,000 円 5 km 以 上 10 km 未 満 4,200 円 10 km 以 上 15 km 未 満 7,100 円 15 km 以 上 20 km 未 満 10,000 円 20 km 以 上 25 km 未 満 12,900 円 25 km 以 上 30 km 未 満 15,800 円 30 km 以 上 35 km 未 満 18,700 円 35 km 以 上 40 km 未 満 21,600 円 40 km 以 上 45 km 未 満 24,400 円 45 km 以 上 50 km 未 満 26,200 円 50 km 以 上 55 km 未 満 28,000 円 55 km 以 上 60 km 未 満 29,800 円 60 km 以 上 31,600 円	同 じ	無		
	3 交 通 機 関 と 交 通 用 具 の 利 用 者 上 記 1 、 2 の 合 計 額 (最 高 55,000 円)	同 じ	無		
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に対する手当 部長職 77,000円 課長職 60,000円 主幹職 48,000円	異 なる		39,912 千 円	654,295 円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	1公職選挙法の適用を受ける選挙に関する事務及び災害による非常配備又は災害救助活動に従事した職員に支給される手当 部長職 10,000円 課長職 8,000円 主幹職 6,000円 2事務が3時間未満の場合 上記1の金額の100分の50 3事務が6時間を越える場合 上記1の金額の100分の150	同 じ	無	113 千 円	8,071 円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務をした職員に支給される手当 $(\text{給料月額} + \text{地域手当} + \text{月額特勤手当}) \times 12$ $(\text{一週間の勤務時間} \times 52) - (7.75\text{h} \times \text{祝日等日数}) \times 100\text{分の}135$	異 なる	$((\text{給料月額} \times 1.06) \times 12) \div (\text{一週間の勤務時間} \times 52) \times 100\text{分の}135$	0 円	0 円

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務をした職員に支給される手当 $\frac{(\text{給料月額} + \text{地域手当} + \text{月額特勤手当}) \times 12}{(\text{一週間の勤務時間} \times 52) - (7.75\text{h} \times \text{祝日等日数})} \times 100\text{分の}25$	異なる	$\frac{((\text{給料月額} \times 1.06) \times 12)}{\div (\text{一週間の勤務時間} \times 52)} \times 100\text{分の}25$	4,017千円	94,973円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給される手当 1回 4,200円	同じ	無	0円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長 副市長	989,000 円 816,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
			989,000円 ／ 587,300 円 816,000円 ／ 594,000 円
報 酬	議 長	512,000 円	580,000円 ／ 332,000 円
	副議長	462,000 円	510,000円 ／ 290,000 円
	議 員	431,000 円	480,000円 ／ 260,000 円
期 末 手 当	市 長 副市長	(5 年度支給割合) 3.40月分	
	議 長 副議長 議 員	(5 年度支給割合) 3.40月分	
退 職 手 当	市 長 副市長	(算定方式)	(1 期の手当額)
		989,000×48×0.392	18,609,024円
		816,000×48×0.235	9,204,480円
			(支給時期)
			任期毎
			任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

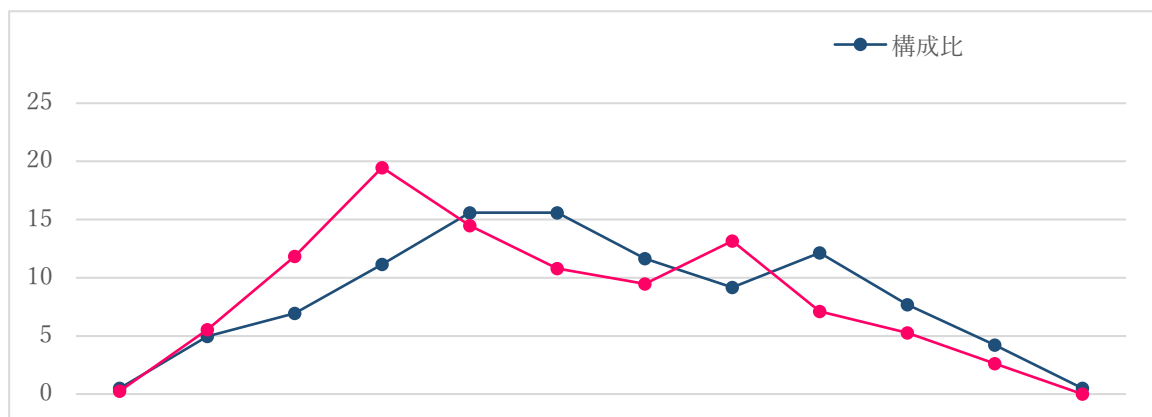
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職員数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	人員配置や業務の見直しに伴う増減
		総務	60	67	7	
		税務	18	18	0	
		民生	132	136	4	
		衛生	40	37	△3	
		労働	0	0	0	
普 通 会 計 部 門	農 林 水 産 部 門	農 業	6	5	△1	人員配置や業務の見直しに伴う増
		林 業	5	5	0	
		水 産	25	24	△1	
		商 工 業	290	296	6	
		土 木 業				
		計				
公 営 企 業 等 部 門	教 育 部 門		24	25	1	人口1万人当たり職員数 61.87人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 74.21人)
	消 防 部 門		57	57	0	人員配置や業務の見直しに伴う増
	小 計		371	378	7	人口1万人当たり職員数 79.01人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 92.3人)
	合 計		398	404	6	人口1万人当たり職員数 84.45人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	2人	20人	28人	45人	63人	63人	47人	37人	49人	31人	17人	2人	404人

(3) 職員数の推移

(単位：人・％)

部門別年度	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	278	276	279	287	290	296	18 (6.5%)
教育	22	23	24	24	24	25	3 (13.6%)
消防	55	54	55	55	57	57	3 (5.4%)
普通会計計	355	353	358	366	371	378	41 (11.5%)
公営企業等会計計	25	25	25	26	27	26	1 (4.0%)
総合計	380	378	383	392	398	404	24 (6.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
5年度	670,425千円	32,058千円	28,612千円	4.3%	4.0%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
5年度	7人	28,490千円	8,331千円	6,780千円	43,601千円	6,229千円	6,118千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、会計年度任用職員を含まない。

③ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
岩倉市	41.9歳	341,882円	501,708円
団体平均	45.8歳	337,221円	508,691円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員をを含まない。

④ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

岩 倉 市	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,520 千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375月分）（0.975月分）	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375月分）（0.975月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

岩 倉 市	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～15%加算	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45%加算

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（5年度決算）			1,686千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			240,855円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	6 %	7 人	6 %

エ 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（５年度決算）			0 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（５年度決算）			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（５年度）			0 %	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （５年度決算）	左記職員に対する支給 単価
危険手当	全職種	塩素滅菌作業並びに医薬用 外毒物、劇物及び高圧電気 の取扱いに関する業務	0 円	日 額 200 円
徴収手当	全職種	水道料金等の徴収に関する 業務	0 円	日 額 200 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	1,038 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（５年度決算）	208 千円
支給実績（４年度決算）	207 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（４年度決算）	41 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」と
同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の
支給対象とはならない職員を除く。）である。

カ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の制度と 異なる内容	支給実績 （５年度決算）	支給職員 1 人当たり平 均支給年額 （５年度決算）
扶 養 手 当	子 10,000 円 子以外の扶養親族（行（一）８級職員以外） 6,500 円 子以外の扶養親族（行（一）８級職員） 3,500 円 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人 につき 5,000 円加算	同 じ	無	654 千円	163,500 円
住 居 手 当	借 間 ・ 借 家 家賃等金額 16,000 円以下 不支給 家賃等金額 16,000 円超～27,000 円 家賃等金額 -16,000 円（百円未満切り捨て ） 家賃等金額 27,000 円超～61,000 円 （家賃等金額 -27,000 円）÷ 2 + 11,000 円 （百円未満切り捨て ） 家賃等金額 61,000 円超～ 28,000 円	同 じ	無	912 千円	304,000 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の制度と 異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり平 均支給年額 (5年度決算)
通 勤 手 当	1 交通機関等利用者 運賃等の額 55,000円以下 実額 55,000円超 55,000円	同 じ	無	474千円	78,933円
	2 交通用具利用者 通勤距離片道 2 km未満 不支給 2 km以上 5 km未満 2,000 円 5 km以上 10 km未満 4,200 円 10 km以上 15 km未満 7,100 円 15 km以上 20 km未満 10,000 円 20 km以上 25 km未満 12,900 円 25 km以上 30 km未満 15,800 円 30 km以上 35 km未満 18,700 円 35 km以上 40 km未満 21,600 円 40 km以上 45 km未満 24,400 円 45 km以上 50 km未満 26,200 円 50 km以上 55 km未満 28,000 円 55 km以上 60 km未満 29,800 円 60 km以上 31,600 円	同 じ	無		
	3 交通機関と交通用具の利用者 上記 1、2 の合計額(最高55,000円)	同 じ	無		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対する 手当 部長職 77,000円 課長職 60,000円 主幹職 48,000円	異 なる		1,296千円	648,000円
管理職員特別 勤務手当	1公職選挙法の適用を受ける選挙に関する 事務及び災害による非常配備又は災害救 助活動に従事した職員に支給される手当 部長職 10,000円 課長職 8,000円 主幹職 6,000円 2事務が3時間未満の場合 上記1の金額の100分の50 3事務が6時間を越える場合 上記1の金額の100分の150	同 じ	無	7,000円	3,500円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務 をした職員に支給される手当 (給料月額＋地域手当＋月額特勤手当)×1 2 (一週間の勤務時間×52)－(7.75h×祝日 等日数) ×100分の135	異 なる	無	0円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務をした 職員に支給される手当 (給料月額＋地域手当＋月額特勤手当)×1 2 (一週間の勤務時間×52)－(7.75h×祝日 等日数) ×100分の25	異 なる	無	0円	0円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給され る手当 1回 4,200円	同 じ	無	0円	0円